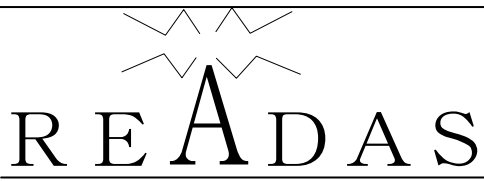


第 5486 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 非常用食料品の取扱い

**Q**：地震に備えて、会社において非常用食料品を備蓄しておこうと思います。この場合の費用はどうなりますか？

**A**：備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金に算入することができます。

### 【解説】

九州の地震の影響もあり、会社や個人において非常用食品などを備蓄する人が増えてきているようです。

ところで、会社で災害時における非常用食料品を備蓄する場合のその費用ですが、これについては、長期間保存がきくものであっても、次の理由から、その備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金に算入することができることとなっています。

- ①食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- ②その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと。
- ③仮に、その食品が法人税法施行令第10条第6号（棚卸資産の範囲）に規定する「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- ④類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

